

Title	高麗時代の絹織物生産について
Author	北村, 秀人
Citation	人文研究. 37 卷 9 号, p.713-752.
Issue Date	1985
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

高麗時代の絹織物生産について

北村 秀 人

はじめに

高麗王朝は全国の民を郡県制を通して支配し、彼らから種々な形で多様な物資を収奪して、それを重要な経済基盤とした。そうした王朝の経済基盤は、いうまでもなく全国の人民の生産活動に負うているのである。しかし、その面に関しては史料制約が大きいこともあって、余り関心が向けられず、解明も進まないままになっているのが実情である。

かつて、私は高麗時代の所制度の検討を通して、当時の民衆の生産活動の面について管見を試みたことがある。⁽¹⁾しかし、やはり全体として史料制約が多くて、充分な対応はできなかった。所の中には絹織物生産に関するものもあったが、所の特殊面としてのそれには同じく言及し得ずに終った。

ところで、高麗時代の絹織物に関しては、主として、対外関係における進奉品あるいは対外商業活動における交易品などとしての面からとり上げられてきており、そこでは高麗の絹織物製品の優秀性が指摘される傾向がみられる。⁽²⁾しかし、生産機構の在り方、生産の前提をなす蚕桑の状況などまで視野に入れながら高麗の絹織物について論じる試

みは殆んどなされていない。

そこで、本稿では、前記絹織物関係の所も含めて、生産機構の在り方、蚕桑の状況などを中心に高麗時代の絹織物生産を検討し、当時の民の生産活動の一断面をみてみたい。

第一章 高麗前期の絹織物と蚕桑法

(一)

高麗時代の内外の記録には、高麗において絹織物が各種の用途に国家から支出されていることがみえている。(1)まず、当時の複雑な国際政局の中で、高麗は五代・宋・遼・金等の諸国と国交を結んだが、すでに明らかにされている如く、それらの国々との通交関係においては綾・羅・紬等の織物、あるいは錦・綾・羅等を材料とした多様な工芸品などが進奉品として相手国に贈られている。(2)また、『高麗史』卷二定宗世家三年(九四八)秋九月の条によると、東女真の献馬七〇〇頭に対する対価として一頭につき錦・絹各一匹を支払っている。女真の献馬は高麗前半期に頻繁にみられ、対価として支払われた錦・絹の額も全体として多かつたと推測される。(3)高麗の王族、王朝に功績のあった臣下や地方民、王の嬖臣、老齡者、孝子・節婦、さらには来朝した女真人や耽羅(済州島)人など多様な人々への賜物ないし褒賞品として、錦・綺・綾・羅・綵・紬・絹・紬等多様な絹織物と絹糸や真綿、あるいはそれらを材料とした衣服・褥ほかの製品などが賜与された事例は枚挙に暇がない程である。(4)『高麗史』卷八〇食貨志三禄俸の条には、睿宗一〇年(一一一五)に三司が改定した禄折計法、すなわち禄俸を本来の支給品目である米以外の物で支給する際の換算比率の内容が記されているが、そこには、大絹・中絹・小絹・大綾・常平紋羅・大紋羅・綿紬(すなわち

紬)・絲繭(絹糸と真綿)などの絹織物類がみえており、これらが小平布(普通の品質の紵麻布)と並んで、禄俸としての支給品とされたことがわかる。⁽⁵⁾しかも、三司は禄折計法を改定しているのであるから、絹織物を禄俸支給品すなわちその財源に充当したのは睿宗一〇年が最初ではなく、すでにそれ以前からみられた現象だったことになる。⁽⁵⁾西北辺境民や北方からの異民族来投者などに防寒衣用の真綿や布(紵麻布)を支給したり、北方辺境の戍卒たちに防寒用軍服である綿(真綿)入れの衣や袴を支給したりすることも記録に散見する。軍服は中央の征袍都監という専門機関で製作されるのであり、そのための真綿も当然国家中央から支出されたはずである。

以上、極めて大まかに例挙したが、これによっても、各種の絹織物が高麗王朝の手に集中しており、国家財政の一つの大きな財源となっていたことがわかる。これらの絹織物の中には、前記の対外朝貢関係における相手国からの回賜品としてもたらされたものもあったかも知れない。しかし、朝貢による回賜はどちらかというと不定期的で、決して恒常的なものといえず、さらに高麗の国家財源は主として農民からの収奪に依拠しているのであるから、それらの多くは高麗国内で生産されたものだと考えられる。

(二)

高麗盛時の各方面の状況について伝えている同時代史料として、宋人徐兢の見聞記『宣和奉使高麗図経』(一一二三年の約一ヶ月にわたる高麗滞在中の見聞に基づいて翌年成立)がある。同書で徐兢は、国王や文武の官僚(両班)が紗や羅の頭巾に文錦・文羅の衣服をつけ、さらに長吏(郷吏)や村長・村正などの在地支配層に当ると思われる「未預貢進士」や「民長」⁽⁶⁾が文羅の頭巾に紬の衣服を着用するのに対して、農・商・工等の民は白紵布の衣服をつけるし、国王以下の上記支配層も私服としては白紵布の衣服を着用するなどのことを伝えている。⁽⁷⁾また、同じく徐兢は

「高麗では頭巾は専ら文羅製のものを重んじるが、頭巾一箇の価は米一石に当るので細民にはそれを入手するだけの元手はとてもない。しかし、露頭では罪囚と同じであることを恥じて、竹冠を作ってかぶっている。」（『前掲書』巻一九民庶、舟人の条）、「貴婦人は皂羅で首を覆うが、それは三幅の布地で作り、幅・長さとも八尺ある（以上、『前掲書』巻二〇婦人、貴婦の条）。しかし、細民の家の女性だけは首を覆う物はない。何故なら、その値が銀一斤にもなるので、とても財力的に手が出ないからであって、とくに禁令があるわけではない（以上同書同巻賤使の条）」などと述べて、⁽⁸⁾絹織物製品が高価であって、細民には手の届かないものであったことを伝えている。これらの徐兢の記述から、当時高麗では絹織物が支配階層の特権的地位や権威を象徴する衣料であり、しかも奢侈品であったこと、それに対して、紵麻布が当時の基本的衣料であったことなどがわかる。

絹織物が右に述べた如き意義をもつものであったが故に、高麗支配層としては、絹織物、とりわけ錦・綺・綾・羅などが広く庶人にまで普及する動きがみられると、上記の如き支配層と庶人間の秩序を破り、奢侈の風を蔓延させる元兇とみなして、その弊害を論じ、禁令を出すなどして、抑制を図っている。そこで注目されるのは、紵と紵麻布を高麗本来の土産衣料とし、それに対して、錦・綺・綾・羅などは非土産衣料とする考え方がみられることである。そうした考え方を最初に述べているのは成宗元年（九九二）の崔承老の上書文である。同年は、地方豪族の力を抑え、高麗王朝の支配力を増大させることを主眼とした支配体制の整備が本格的に開始された年であるが、崔承老は成宗の咨問に応えて、改革を要する問題二八箇条を論じた書を奉って、その事業の方向づけに重要な役割を果たした。⁽⁹⁾その中で、彼は、新羅時代には公卿・百僚と庶人の間には衣服の格差が規定されていて、貴賤・尊卑の弁別ができていたとしたあと、次の如く述べている（『高麗史』巻九三崔承老伝所収。傍点は筆者）。

由是、公欄雖非土産、百僚自足用之、我朝、自太祖以來、勿論貴賤、任意服着、官雖高、而家貧、則不能備公欄、雖無職、而家富、則用綾・羅・錦・繡、我國土宜、好物少、而麤物多、文彩之物、皆非土産、而人人得服、則恐於他國使臣迎接之時、百官禮服、不得如法、以取恥焉、乞令百僚、朝會、一依中國及新羅之制、具公欄・穿、執奏事之時、着袜・靴・絲鞋・革履、庶人不得着文彩紗鞞、但用紬絹。

すなわち、高麗では国初以来身分の貴賤による衣服の規定がないので、頭官でも貧しければ公欄を用意できないのに對して、無職者でも富裕なら綾・羅・錦・繡を用いるに至っている。ところが、高麗の土産織物には上質の物が少く、多くは粗品であり、文彩品はいずれも土産ではないから、誰でも着られるとなれば、百官の礼服も規定通り整えられず、外国使臣迎接にも事欠くであろう。そこで、百官の朝服は新羅・中国の制度に倣って公欄を着用するようにし、一方庶人の文彩紗鞞の着用は禁じて、紬絹のみ用いさせよ、というのである。文脈からみて、崔承老の挙げている「公欄」、「綾・羅・錦・繡」、「文彩之物」、「文彩紗鞞」等は同義と判断されるのであり、上質絹織物の綾・羅・錦・繡を内容としていることは明らかである。それらが非土産なので、庶人の着用は許さないというのであるから、逆に、庶人の使用を認める紬絹は土産品ということになる。紬絹は紬を意味するとみてよからう。

このように、紬を高麗本来の土産衣料とみ、錦・繡・綾・羅等は非土産衣料とする考え方は、高麗末の為政者にも一貫してみられる。例えば、忠恵王後五年（一三四四）の李齊賢の都堂への上書中には「錦・繡不産我國、前輩公卿被服、只用素段子若紬布」とあり（『高麗史』卷二一〇李齊賢伝）、恭愍王二十一年（一三七三）十一月の教には「綃・羅朝服、皆非本國之産、今後、侍臣外東西班五品以下、用……紬・紵朝服」とあり（同上卷七二輿服志朝服の条）、さらに恭讓王三年（一三九一）三月の房士良の上疏中には「我朝只用土宜紬・紵麻布、而能多歷年、所上下饒足、今

也、無貴無賤、爭質異土之物、……、願自今、士・庶・工・商・賤隸、一禁紗・羅・綾・段之服」とある（同上卷八五刑法志二禁令の条。いずれも傍点は筆者）。こうした考え方は、確かに儉約奨励と身分綱紀の振興を図るに際しての観念的常套句としての色彩が濃い。しかし、やはりそこには高麗の現実の一定の反映があるとみるべきであろう。

(三)

その点に関して示唆を与えてくれるのは、上記徐兢が『宣和奉使高麗図経』の中で、高麗の絹織物生産について「不善蠶桑、其絲縷・織・紵、皆仰賈人自山東・閩浙來」と指摘していることである（卷二三雜俗、土産の条）。すなわち、高麗では養蚕に精通しておらず、良質の絹糸を得ることができないので、中国の山東省や福建省・浙江省方面などから来る宋の商人のもたらす織り糸に専ら頼っているというのである。桑を栽植して蚕を飼い、繭をとること絹織物生産の最も基礎的な作業・技術であることはいうまでもない。その面に高麗では精通せず、低い段階にとどまっていたというのは決して徐兢の偏見ではなかった。『韓国金石文追補』（李蘭英編）所収（No. 52）の林景和の墓誌銘（一一五九年許洪材撰）には次のような記事がある。（傍点は筆者。「は改行を示す」）。

(A) ……、丁未年（仁宗五、一一二七）春、通判京山府、政術著名、「考績居一等、秩滿、加景靈殿判官・雜織署令・都兵馬」録事・大府注簿・大府丞、是時、孫氏蠶經、始行于世、然讀「者莫曉其意、公以方言釋之、奏取朝旨、頒諸中外、遂興養蠶之法、越戊辰歲（毅宗二、一一四八）、拜權知監察御史、……

これによると、林景和は一一二七年から一一四八年までの二一年間に京山府通判から大府丞に至る官職を歴任した。折から「孫氏の蚕経」なる書物が高麗に伝えられて流布したが、読む者は誰もその内容を理解できなかった。そこで林景和は方言すなわち朝鮮語で内容を解釈し、国王の意向をとりつけて、全国に頒布した結果、漸く高麗でも養蚕技

術が振興するに至った、といふのである。「孫氏の蚕経」は著者の姓、時期、内容などから考えて、五代の人孫光憲の撰した『蚕書』二卷⁽¹⁰⁾を指すと判断される。林景和が右の措置をとった時期に関連しては、彼の歴任官職中に雑織署の令があることが注目される。これは、後述するように、高麗中央で絹織物の織経を管掌した雑織署の一等官(二人、正八品)であり、恐らく、その地位についた彼は、低水準にとどまっている高麗養蚕法を振興する必要を痛感して、いわばその職務の一つとして、「孫氏蚕経」の導入・普及を図ったものと推測される。記事(A)にみえる雑織署令への任官順序が比較的早いことから判断して、その時期は仁宗在位中(一一二二―四六)の、しかもそれ程遅くないころであろう。いずれにしても、徐兢の訪問より少し後の時期になって、初めて高麗では養蚕法の振興策がとられるに至ったのである。従って、高麗では「不善蠶桑」だとの徐兢の叙述は、彼自身の見聞に基づいて、当時の高麗の实情を客観的に伝えるものだとは判断される。

「孫氏蚕経」すなわち孫光憲の『蚕書』は書名が伝えられるだけで、現存していない。内容を窺うすべもないので、それをとり入れることによって行われたという林景和の蚕桑振興策の具体的状況も知ることはできない。ただ、それをある程度窺わせてくれると思われる記録として、『高麗史』卷七九食貨志二農桑の条所収の次のような記事がある(傍点は筆者)。

- (B) (顯宗) 十九年(一〇二八) 正月、判、令諸道州縣、每年桑苗、丁・戸二十根、白丁十五根、田頭種植、以供蠶事
- (C) (仁宗) 二十三年(一一四五) 五月、輸養都監奏、令諸道州縣、地品不成田畝、桑・栗・漆・楮、隨地之性、勸課栽植、從之

両記事とも、全国の郡県での桑の栽植に関して述べたものである。(C)は仁宗の末年に当り、恐らく、林景和の振興策

施行後の比較的近い時期に属すると推測される。(B)はそれ以前の状況を示しているのだが、この段階では、毎年戸を単位に桑苗を田頭すなわち耕作地のほとりに植えさせている。本数も丁戸は二〇本、白丁戸⁽¹¹⁾は一五本というように少く、全体として、小規模なものにとどまっていたといえよう。それに対して、(C)では地性が桑の栽植に適した「地品不成田畝」全体に栽植させる方針が示されている。「地品不成田畝」は地力が低く、農耕には不向きな土地の意であろう。そうした土地ではあるが、とにかく適性をもったその土地全体に桑を植えることは、(B)に示されるように、耕地のほとりにいわば副次的な形で栽植する方法から一歩進んで、本格的な桑田ないし桑園の形成による大規模栽植を志向する措置と考えられ、恐らく、林景和の養蚕振興策と対応していると推測される。

高麗では、確かに、徐兢の伝える如く、蚕桑技術が低い段階にとどまっていた。当然生産される繭は質のよくないものが多く、まず真綿をとってつむぐか、あるいは繭から直接つむぐかして、紬布を織成する方向が主流を占めることになったであろう。一方、良質の絹糸の生産が制約されるので、上質織物の織成のためには勢い中国からの絹糸に頼らざるを得ないのである。紬を高麗本来の土産衣料とみ、錦・綺・綾・羅などは非土産衣料とする、前記崔承老以下の高麗爲政者の考え方の基礎には、こうした高麗蚕桑法の実態とそれに規定される絹織物生産の在り方があったといえよう。

第二章 中央における絹織物生産

高麗での絹織物生産に関して比較的具体的に伝えてくれるのは、前章でも少し触れた、宋人徐兢の『宣和奉使高麗図経』卷二三雑俗の土産の条にみえる次の記事である(傍点は筆者)。

(D) ……、其國自種紵麻、人多衣布、絶品者、謂之絶、潔白如玉、而窘邊幅、王與貴臣、皆衣之、不善蠶桑、其絲綫・織・紵、皆仰賈人自山東・閩浙來、頗善織文羅・花綾・緊絲・錦罽、邇來北虜降卒、工技甚衆、故益奇巧、染色又勝於前日、……

彼は紵麻布生産と対比させながら、高麗では元來文羅・花綾・緊絲・錦や罽（毛織り布）などの上質・高級な絹織物の織成技術に優れていたが、近ごろは來降する北方の異民族中に工匠が多くて、その技術面での寄与もあって、益々精巧なものとなってきていることを述べている。ここに記されているのは彼が見聞した一二世紀前半の状況だとみてよからう。ところで、この記事は、徐兢が同書卷一九民庶の工技の条で、「高麗工匠の技術は非常に優れているが、中でも人並優れた技術の所有者は幞頭所・將作監などの中央國家機關に所属している。……また、聞くところによると、契丹からの來降者は數万人に及ぶが、一〇人に一人は工匠で、優れた者は王府に所属させているので、近年は器物や織物等の工艺品は益々精巧になっている。」と述べていることと対応していると考えられる。従って、(D)は中央各司所属の工匠による工艺品生産（恐らく、各司付設の工場で行われたのであろう）の一環としての絹織物生産について述べているのであり、「北虜降卒」とは契丹からの來降者を指しているのである。

徐兢の伝える中央各司付設工場での絹織物生産に関する高麗側の具体的記録はない。しかし、それを窺わせるものとして、次に掲げる『高麗史』卷八〇食貨志三祿俸条所収の規定がある（傍点は筆者）。

(E) 諸衙門工匠別賜、並以役三百日以上者、給之。文宗三十年（一〇七六）定。……、雜織署、米七石罽匠指論承旨同正、

六石繡匠行首、掖庭局、米七石錦匠指論承旨一、六石羅匠行首、稻十五石錦匠行首、十石綾匠行首、
校尉一、
校尉一、
大匠一、
副正一、
 ……

高麗時代の絹織物生産について

この規定は軍器監・中尚署・掌冶署・都校署・尚衣局・雑織署・掖庭局・尚乘局・大僕寺・内弓箭庫等の中央諸官司所属の工匠のうち、一年間に三〇〇日以上工匠としての任務（職役）に従事する者に対し、その代償として、米や稻（粃米）で俸給を支給することを内容とする。そこには支給対象として、各種の工匠名が列挙されているが、織物に関する工匠としては雑織署及び掖庭局に所属するものとして、錦匠・繡匠・羅匠・綾匠・麤匠がみえる。

雑織署は『高麗史』卷七七百官志二雑織署の条によると「掌織紵」とあって、正に中央で織物（恐らく、絹織物類であろう）の織成の任に当たった機構であった。掖庭局に関しても、同様に『高麗史』卷七七百官志二掖庭局の条に説明があるが、機能・沿革などの記述に不分明な点が多く、今後の究明課題といえる。ただ、掖庭局がやはり中央にあって織紵の任に当たっていたことを前掲(E)は示しているのである。これらに所属した前記の匠人たちは、前掲(D)で徐兢が高麗の中央部で織成されるものとして挙げている高級絹織物に関連する人達ばかりである。ここには高麗の土産織物として、錦・綺・綾・羅などと対比される紬や紵麻布に関連する匠人名はみえない。恐らく、それらが中央官司所属の匠人によっては織成されなかったことの反映であろう。

要するには、(E)は(D)の伝える国家中央における高級絹織物織成の状況に対応する記録ということになる。この(E)によって、まず、高麗中央部での高級絹織物の生産は雑織署・掖庭局二司の監督下に、それらに所属する匠人らによって行われたことがわかる。また、中央諸司に所属し、生産に従事したこれらの匠人は、武散階という位階の称号、あるいはそれに準ずるものなど各種の称号を国家から授与され、それを通しての土地の分給も受けていた⁽¹³⁾のであり、さらに年間立役期間が三〇〇日を超過する場合には、禄俸の支給も取っていたこともわかる。

前章で述べたように、高麗では蚕桑技術が充分発達していなかった。その点を正確に認識・把握して、徐兢は右の

如き高麗の中央官営工場における絹織物生産が専ら山東省や福建・浙江省方面などから来る中国商人のもたらす絹糸に依存していたことを伝えている。このように、高麗中央での絹織物生産は中国商人の通商活動と極めて密接な連繫を保ちながら運営されていたのである。

それと同時に、高麗中央での絹織物生産は北方の大陸方面の動向とも結びついていた。すでに指摘したように、徐兢は近年契丹からの来降者中に多い絹織物匠人の技術面での寄与によって、高麗の高級絹織物の織成は益々精巧になってきていると述べている。一一一六年ごろ、金国を建てた女真人の攻勢の激化、東京（中国遼寧省遼陽）の渤海人の反乱など内外からの契丹の政治変動を機に、漢人・奚人・西女真人・渤海人・契丹人など契丹支配下にあった人々が高麗に來投している。「邇來北虜降卒」というのは、単に契丹人のみではなくて、恐らくひろくそれら各種の人々を指すのであろう。⁽¹⁴⁾ 契丹は華北の漢人を移住させることによって、国内での絹織物生産を發展させていたのであり、⁽¹⁵⁾ 恐らく、契丹からの來降者中にはそうした方面に携わっていた匠人も混っていて、その技術によって、高麗の絹織物生産の發展に寄与したものと推測される。

このほかに、契丹絲または略して丹絲と呼ばれる絹糸も北方から流入している。『高麗史』卷二〇明宗世家一五年（一一八五）春正月辛丑の条には次の如くみえる（傍点は筆者）。

西北面兵馬使李知命、獻契丹絲五百束、知命之陛辭也、王召入内殿、親諭曰、義州（平安北道）雖禁兩國互市、卿宜取龍州（平安北道龍川）義州の南）庫紵布、市丹絲、以進、故有是獻、毅宗時、凡金國所贈絲・絹等物、半入内府、以需御用、半付大府、以充經費、王即位以後、悉入内府、賜諸嬖賤、府藏虛竭、徵求至此

この記事によると、契丹絲は金代に大陸方面に出まわっていた絹糸であり、高麗の大陸方面への窓口に当る義州での

金・高麗両国の交易が禁止されていたので、高麗には金からの贈賜品として流入するのが原則であったこと、明宗の前の毅宗代（一一四六―七〇）から金からの賜与が始まったらしいことなどが窺われる。最後の点に関しては、このほかの関連記録として、毅宗代に内侍（王側近の官僚群⁽¹⁶⁾）や嬖臣に丹糸を賜与したことを伝える二例があるだけなのからも確かめられる⁽¹⁷⁾。恐らく、金の支配下に入った、絹織物生産先進地帯としての旧契丹領域からもたらされたことに因由してつけられた名称であろう。しかし、その高麗への流入の機会・量は恒常的・大量的なものだったとは考えられないのであり、中国からの絹糸に対しては副次的なものにとどまっていたと推測される。

高麗中央における高級絹織物生産の体制の沿革については明文がなく、よくわからないのが実情である。しかし、禄俸支給規定が制定された文宗三〇年（一〇七六）以前から存在したことは確かであろう。この禄俸支給規定の制定は、国初以来続けられてきた中央官制整備の動きが同年に至ってほぼ完成したとと相関々係を有している。また、中央官営工場で生産される絹織物類の用途は、対外的な進奉品に充てたり、国王以下の高麗支配層の用に供するなどであったと考えられる。これらの点から考えて、中央官営工場による絹織物生産の体制は建国後のかなり早い時期から存在していたとみてよからう。

第三章 地方における絹織物生産

第一節 甲坊による生産

『高麗史』卷七九食貨志二農桑の条には、次のような記事がある（傍点は筆者）。

(F) (顯宗三年、一〇一一) 三月、教曰、洪範八政、以食爲先、此誠富國強兵之道也、比者、人習浮靡、棄本逐末、不

知稼穡、其諸道錦・綺雜織甲坊匠手、並令抽減、以就農業。

ここでは、近來人々が浮靡に流れて、農耕を疎にする風潮があり、それを矯正する方策の一環として、「諸道錦・綺雜織甲坊匠手」の一部を削減し、農業に従事させることが指示されている。「諸道錦・綺雜織甲坊匠手」はわかりにくい面をもつ表現だが、意味するところは「諸道にある、錦・綺などもろもろの織物を織成する甲坊という機構所属の匠人」であろう。甲坊は文字面からみて鎧の生産機構だとの理解もあるかも知れない。しかし、もしそうだとすると、匠人の定員削減の理由の「人習浮靡（人々が見かけだけの華美の風に染まる）」とそぐわないし、さらに、契丹の第二次侵寇（顯宗元年～二年）直後で対外的に緊迫した状況がみられたはずの時点での定員削減とも整合しない。やはり、それは「人習浮靡」と指弾されるにふさわしい錦・綺などの奢侈的織物を生産する機構であり、その故にこの時点で所属匠人を削減し、帰農させる政策の対象とされたとみるのが、(F)の内容に即した自然な理解であろう。

甲坊の機能に関する右の如き理解を傍証するものとして、『高麗史』卷一〇七權坦伝所収の次の記事がある（傍点は筆者）。

(G) ……、宰相柳璈謂曰、子有文學、不宜爲吏、令赴舉、果中第、……、自是揚歷中外、皆以廉勤精明稱、留守東京（慶尚北道慶州）、舊有一庫、賦民綾・羅、貯之、名甲坊、充貢獻、贏餘甚多、皆爲留守所私、坦撤甲坊、以一年所収、支三年貢、……、忠烈初、……

傍点を付したのは權坦の東京留守（地方長官）在任時の事績である。時期については明文がないが、諸般の状況からみて、恐らく元宗の治世（一二五九～七四）の前半に属すると推測される。さて、右掲記事によると、慶州には權坦の赴任以前から甲坊と呼ばれる建物があり、慶州から国家中央への貢納品に充当するために慶州民から徴収した綾

や羅を貯えておく倉庫としての役割を果していたことがわかる。甲坊という名称、慶州という地方郡県に存在すること、元宗以前から存続してきたと考えられること等の諸点からみて、この慶州の甲坊は前掲(F)にみえる諸道の甲坊の遺制だと判断される。恐らく、一定の制度的変化を蒙りながら元宗代に至ったと推測されるが、それでもなおその建物が慶州から国家に貢納する綾・羅という特定織物に関連する施設とされていることは、甲坊が本来綾・羅といった高級絹織物の調達に関する機構であったことを強く示唆していると考えられる。

以上のように、前掲記事(F)にみえる甲坊は錦・綺、さらには綾・羅といった各種の高級絹織物の織成を本来の機能とする機構であると判断される。その甲坊は「諸道」に存在したという。高麗時代には、全国を大きくいくつかの道に区画し、各道に官吏を派遣して、道内の統制と地方官の監察に当らせていた。⁽¹⁸⁾この「諸道」はそうした意味の道に当たるとみてよからう。恐らく、甲坊はこの地方行政監察官の治所在地に設けられ、彼の監督下に置かれたと推測される。『高麗史』卷八五刑法志二禁令の条には次のような記事がある（傍点は筆者）。

仁宗九年（一一三一）五月、停内外錦・繡工作。限十年、禁庶人羅衣・絹袴、騎馬都中、及奴隸革帶

ここでは、庶人・奴婢の服装・騎馬などに関する禁令と共に「内外での錦や繡（縫い取りのある絹布）の織成」を停止すべきことが指示されている。内外は中央と地方であり、「内」における「工作」が上記した中央官営工場における錦・繡の織成を意味することはいうまでもない。それに対して、「外」での「工作」というのは正にここで問題にしている地方の甲坊での錦・繡の生産に該当するとみてよいであろう。

前掲(F)には、甲坊の工匠を削減して、農業に就かせる理由として、「比者、人習浮靡、棄本逐末、不知稼穡」すなわち、近來人々は浮靡の風に染まり、農業を捨て、忘れ去って、商工業の利益のみを追い求めているからだと言明し

ている。このことから判断して、甲坊の工匠は、まず人数的にかなり多かつたと推測されるし、さらに、農耕を顧みる余裕も殆んどないほどに継続して本来の任務である絹織物生産に従事していたと考えられる。前述の中央諸司所属の工匠の場合には、国家から、一定期間以上立役する者には禄俸の支給があり、武散階およびそれに類する位階や称号の授与とそれに伴う土地の分給もあった。それらの点に関しては、在地の甲坊の場合明文がなく、不明である。しかし、雑織署や掖庭局などに所属して絹織物生産に当る工匠は、あるいはこうした在地の工匠が上京して立役したとも思われるのであり、右記の如き中央官営工場の匠人に対する処遇は在地甲坊の工匠に関しても基本的に共通してみられたのではないかと推測される。

地方の甲坊で生産された錦・綺・綾・羅などの絹織物の用途については前掲(F)には全く記されていない。しかし、(G)にみえる慶州の甲坊は慶州から国家中央に貢納するための綾・羅を民から徴収し、貯蔵しておくことを機能としていた。それは在地甲坊が一定の制度的変化を蒙りながらも、本来の機能や存在形態を基本的に継承し、保存しているのだと判断される。逆に、(G)にみえる慶州の甲坊の機能からみて、(F)の伝える各地の甲坊で織成された錦・綺・綾・羅などは各道あるいは道内各郡県などから中央への貢納に主に充てられたと推測される。

前述の如く、高麗では蚕桑技術の発達が不充分で、良質の絹糸が得られないので、中央での高級絹織物生産は専ら中国人商人のもたらす原料糸に頼ることを余儀なくされていた。在地の高級絹織物生産機構としての甲坊の場合も、地元で原料の良質な絹糸を入手することの困難さは基本的に同じだったはずである。当然他から調達せざるを得なかったであろう。それとの関連で注目されるのは、前掲(G)の後の部分に、

……、忠烈初、……、其(権胆)按慶尚也、晉州副使白玄錫、……、重・斂・御・衣・對・綾・羅・絲・價、私・用・之、……、胆・並・効

之、……、晉州守崔崑所貢綾・羅、王命考問、邑吏以胆爲按廉、減折絲價對、……

とあることである(傍点は筆者)。すなわち、晉州から貢納する御衣對(櫛と音通。すなわち國王御用衣服)用の綾・羅を調達するために地方官が「絲価」を州民から徴収しているのであり、その内容は紵麻布であった。⁽¹⁹⁾「絲価」は御衣對用の綾・羅を織成するための絹糸購入の費用を意味する。こうした名目の費用を徴収するのは、地元で農民からの税の形で絹糸を調達できず、他から購入しなければならなかったことに由来する。しかも、地方から貢納する御衣對用の綾・羅には元來在地甲坊の製品が当てられたはずである。とすると、晉州の事例は、後述の如く、甲坊以後の時期に属するが、絲価の徴収によって綾・羅を調達し、貢納する方法自体はそれ以前からの形を基本的に継承していると判断される。要するに、道や郡県からの綾・羅・錦・綺などの貢納の場合、まず各地の農民から絲価の名目で紵麻布を徴収して、所要の絹糸を購入し(恐らく、王都で主として中国商人のもたらしたものである)、それをもって甲坊で織成した製品を納入したと推測される。

第二節 紵所と絲所

李朝初期に編纂された地理書の一つ『新增東國輿地勝覽』(一四八一年に最初に成立したものを補訂して、一五三一年に定着)卷七京畿道驪州牧古跡の条所収登神莊の項の割註には、次のような記事がある(傍点は筆者)。

(H) 今按、新羅建置州郡時、其田丁・戸口、未堪爲縣者、或置郷、或置部曲、屬于所在之邑。高麗時、又有稱所者、有金所・銀所・銅所・鐵所・絲所・紵所・紙所・瓦所・炭所・塩所・墨所・藿所・茲器所・魚梁所・薑所之別、而各供其物。又有稱處者、又有稱莊者、分隸于各宮殿・寺院及内莊宅、以輸其稅。右諸所、皆有土姓吏民焉。……

この記事によれば、高麗時代には金所・銀所・銅所・鉄所・絲所・紵所・紙所・瓦所・炭所・塩所・墨所・藿所・磁

器所・魚梁所・薑所等各種の所なるものが存在したという。同記事は、すでに指摘されている如く、部分的に錯誤を含み、所に関しても、実際に存在した茶所を欠落するなどの一定の杜撰さはあるもの⁽²⁰⁾、全体として、郷・部曲・所・莊・処などの高麗時代における状況を比較的よく伝えて⁽²¹⁾いると考えられる。

そうした史料(H)の挙げる所の中に紬所・絲所という二種類の所のあることが注目される。同記事は高麗時代の所の機能について「而各供其物」と説明している。「其物」は所の種類を表わす称号として頭に付されている物品であり、要するに、所は所種号の頭に付された物品をそれぞれに生産し、国家に貢納することを課せられた機構であった。すなわち、金所・銀所・銅所・鉄所はそれぞれ採掘・精製した金・銀・銅・鉄など各種金属を、瓦所や磁器所は瓦や青磁ほかの陶磁器などの焼物類を、塩所・薑所・魚梁所は塩・わかめ・魚介類などの海産物を、紙所・墨所は筆記具としての紙と墨を、茶所・薑所は薬材ないし嗜好品としての茶・生薑を、炭所は燃料の炭をという風である。従って、その一環をなす紬所と絲所はそれぞれ紬と絹糸を生産し、貢納することを義務づけられたものであり、地方所在の絹織物生産の機構であるということになる。

所は高麗時代の地方行政機構(郡県制)の一環をなす一種の行政区画として、郡県の下部に隸属する形で存在していた。既存の自然村落の領域・住民などの全体を高麗王朝が所として把握して——具体的には、住民全体を所民として戸籍に登録する——再編成し、それぞれに特定物品の生産・貢納を義務づける、そうした形で一般の所は成立した。従って、その基本的構造は村落であり、そこには在地の地方支配実務担当者たる郷吏の統率下に、その地を本貫とする人々が居住していた。高麗王朝は、所による各種物品の生産と貢納を永続的に確保するために、所民全体を一般郡県民とは明確に区別され、社会的・政治的に殆んど奴婢に近い賤民身分に緊縛し、彼らが身分・負担・居住地か

ら離脱できないように種々の制約を設けた。その結果、原則として王朝からの連帶的恩賞として県に昇格する場合以外は、所民の身分・負担からの解放は不可能であった。

各種物品の生産と貢納という所の負担は貢賦と称される税目の一環をなしていた。貢賦は田税・徭役と並んで高麗税制の大綱を構成する税目の一つで、王室や国家諸機関で必要とする諸般の物品を原則として現物納することを内容としていた。貢賦の内容、歴史的 성격等の具体的究明は今後の重要な課題であるが、大きく分けて、それは所の負担と郡県民の負担とから成っていた。郡県民の貢賦の負担は、建前として、郡県単位の団体的性格の強いもので、毎年一定額を定例的に生産・貢納する常貢とそれ以外に必要に応じて臨時に徴収される別貢の二通りの負担の仕方があった。しかし、いずれの場合にも、実際には、郡県民各人が国家に対する役（貢物調達のための貢役）という形で均等に負担すべきものであり、しかも物品によっては平布（普通の品質の紵麻布）での代納も可能であった。

それに対して、所の貢賦の負担の場合、負担方法は常貢と別貢の二通りで、同様である。しかし、いずれの場合も、あくまでも国家から課せられた物品そのものを納入しなければならず、しかも所民全体の連帶責任で物品の調達に当らなければならなかったのであり、そこでは個々の所民の貢役の均等化、個人的な意志や事情の考慮などは王朝の政策として問題となり得なかった。全体として、所の貢賦の負担は郡県民のそれより苛酷なものだったといえるのであり、とくは別貢形式による負担の多いことが所民を苦しめていた。⁽²³⁾

右に略述した所一般の構造、負担の在り方などが紬所と絲所にそのままあてはまることはいうまでもない。高麗時代の各種の所のうち、何種類かのものについては、文献史料により、あるいは考古学的調査によるなどして、当時の存在形態、負担の状況等を一定程度窺うことが可能である。それに対して、紬所と絲所については、関連記録が全く

ないので、よくわからないのが実情である。しかし、高麗時代の絹織物生産機構の一環として位置づけることによつて、多少でもそうした状況から踏み出して理解することも可能とならう。

前述の如く、高麗時代には、蚕桑技術の水準の低さから、紬が代表的土産絹織物としての地位を占めていた。ところが、前掲の史料(D)で徐兢は高麗中央の官営工場で生産される絹織物類中には紬を挙げていなかった。それに対応するように、史料(E)に「諸衙門工匠別賜」の支給対象として挙げられている中央諸司所属匠人の中にも紬匠は見当らなかった。これらの現象は、中央官営工場では紬の生産は行わなかったことを示していると判断される。同じことは、地方の甲坊に関しても指摘される。すなわち、前掲の関連史料(F・G)をみても、それが錦・綺・綾・羅等の生産機構であることを示唆するのみで、紬を生産したことを示唆する記述はない。恐らく、そうした事実がなかったことの反映であろう。このように、中央官営工場や在地甲坊はあくまでも高級絹織物生産の機構であり、高麗の代表的土産絹織物とされる紬はそれらとは別箇な形で生産がなされたと判断される。そして、紬所は正にその紬の主たる生産機構にはかならなかつたのである。一方、絲所は絹織物の材料の絹糸を生産する機構であつた。すでに指摘した如く、高麗では蚕桑法の発達状況に規定されて、中央での高級絹織物の生産は主に中国商人のもたらす外国産絹糸に依存せざるを得なかつた。しかし、そうした高麗蚕桑法を基礎にしながらも、中央での絹織物生産の原料の一角を占め得る絹糸の生産が国内各地で行われていたのであり、絲所はその中心的地位を占めたと考えられる。

一般に所は、国家から課せられた物品の生産施設を備え、所民はそこで集团的に各種の労働に従事して、貢納すべき物品の調達に當つた。紬所と絲所に関していえば、桑の栽植と養蚕を行うことが重要な前提条件であつたはずであるから、恐らく二種の所にはそれぞれ桑園・蚕室などがあり、所民はまずそこで繭を生産するための労働に従事した

と推測される。続いて、紬所の場合は、繭から真綿をとった上で、あるいは直接繭からなどの方法で糸をつむぎ、それをもって紬布を織成する作業が所内にある施設で行われ、一方、絲所では繭から糸をとり、絹織物織成の原料糸として精製するなどの労働が同様に所内にある施設で行われたと考えられる。そして、こうして得られた紬布、絹糸をそれぞれに国家中央に貢納したのである。

高麗時代の所の名称・所在地・種類などについて最も豊富な記載のあるのは前記『新增東国輿地勝覽』で、そこには合計二四三の所が伝えられており、それを道別に示すと、次表のようになる。

道名	所数
慶尚	44
忠清	62
全羅	87
京畿	7
江原	33
黄海	10
平安	0
咸鏡	0
計	243

これらの数字は同書の編纂者が確認し得たものを示したに過ぎないが、数量的に慶尚・全羅・忠清・京畿の四道方面が圧倒的に多い(八二・三%)。これらの地域は朝鮮半島のいわば農業先進地帯であり、高麗王朝も国初から主要な経済的基盤としていた。恐らく、その結果として、王朝の財源確保手段の重要な一角を占める所も、その方面には他道に比して多数設置されていたのであろう。⁽²⁴⁾ 紬所や絲所もこの方面に多く存在していたと推測される。後述の如く、高麗後半期に慶尚道・忠清道・京畿道方面から絹糸、真綿、綾・羅・紬布などが貢納されているが、この事実は元来その方面に絹織物生産の施設が多く設けられていたことを示唆するとみてよからう。咸鏡・平安二道(高麗時代にはそれぞれ東北面または東界、西北面または北界と称された)に関して、『新增東国輿地勝覽』は所の存在を伝えていな

い。しかし、実際には平安道方面には墨所ほかの所が存在したと考えられること、『高麗史』卷一〇〇鄭世裕伝には、明宗代（一一七〇～一九七）に西北面兵馬使（地方長官）の任にあった鄭世裕がその民から蠶絲（絹糸）や珍玩物などを徴収し、国王への貢献と詐って、馭馬を用いて家に輸送したとあることなどから判断して、少くとも平安道方面には紬所や絲所も存在したのではないかと推測される。『新增東国輿地勝覽』の平安道各地の土産の条には「絲」（絹糸）を記載している例が多い。それは、李朝初期にその方面で絹糸がさかんに生産されたことを意味する。恐らく、高麗時代からその端緒がみられたのであろう。

第三節 郡農民による生産

『高麗史』卷七八食貨志一田制の貢賦の条には次のような記事がある（傍点は筆者）。

（睿宗）九年（一一一四）十月、判、貢中布一匹、折貢平布一匹十五尺、貢紵布一匹、折貢平布二匹、貢縣紬一匹、折貢平布二匹。

ここには貢中布・貢紵布・貢縣紬・貢平布等の布帛名がみえるが、貢字は「貢賦として納める」の意の接頭辞である。すなわち、この記事は貢賦として納める中布（中程度の品質の紵麻布）・紵布（比較的上質のものか）・縣紬などをそれぞれ平布で代納する際の換算比率を示しているのである。その中に縣紬すなわち紬布が含まれていることが注目される。上記の如く、所の負担はあくまでも課せられている物品でもって納入するのが本来の在り方であった。従って、平布に換算して代納することを認められている右掲記事中の紬布は紬所からの貢納品とは別箇のものだと判断される。とすれば、この紬布は郡農民が貢賦として上納するものだとみるべきであろう。

また、同じく『高麗史』卷七八食貨志一田制の租税の条には次のような記事がある（傍点は筆者）。

靖宗七年（一〇四一）正月、三司奏、諸道外官員僚所管州府税・貢、一歳、米三百碩、租四百斛、黄金一十兩、白銀二斤、布五十匹、白赤銅五十斤、鉄二百斤、鹽三百碩、絲、絲四十斤、油蜜一碩、未納者、請罷見任、從之

ここには各地の地方官が管掌する郡県の「税・貢」の品目と年額が示されている。税は田税、貢は貢賦をそれぞれ意味するとみてよからう。品目から判断して、米と租（粃米）が税（田税）に当り、黄金以下が貢（貢賦）に該当すると推測される。その貢賦に属すると思われる品目中に「絲、絲」がみえる。「絲、絲」は「絲と絲」で、絹糸と真綿を意味すると考えられる。両者は繭から糸をとる段階で、繭の品質に応じて、初めて区別されるもので、いわば姉妹関係にある産物である。この絲と絲は郡県の貢賦の範疇に入っているのであるから、やはり、絲所や紬所からの貢納品ではなくて、郡県民の貢納品であるということになる。

このように、郡県民が紬や絹糸・真綿などを貢賦として国家中央に貢納している。それが彼ら自身の生産物であることはいうまでもあるまい。従って、右の事実から、逆に、郡県民もまた紬・絹糸・真綿などの絹織物の生産を行っていたことがわかる。恐らく、彼らは、前記の如く、耕作地のほとりに栽植していた桑を用いて、各自蚕桑を行⁽²⁷⁾、その基礎の上に絹織物を生産し、貢賦として上納していたのであろう。当然、彼らの絹織物生産は当時の蚕桑法に規定されたはずである。従って、当初は充分なものといえなかったと推測される。しかし、孫光憲の『蚕書』を導入しての林景和の振興策を契機として、高麗の蚕桑法も次第に改良されていったのであるから、郡県民の絹織物生産はさかんになっていく方向にあったと考えられる。

第四章 高麗後半期の絹織物生産の変化

高麗時代のほぼ中間点に当る一二世紀中葉以後、高麗の内外には政治的・社会的な大きな変動が続くようになった。国外ではまず金が台頭して遼を滅し、さらに宋を南に追った(南宋の成立)。次いで、一三世紀以後モンゴル(元)の台頭・発展がみられ、やがて明がそれに代るに至る。これらの国外の変動はいずれも高麗に強く波及し、大きな影響をもたらした。一方、国内では、王朝の苛酷な収奪、郡県制の矛盾などに基因する農民の流亡の動きが強まり、政府も郡県制の手直しによる対応を余儀なくされた。農民の動きは、門閥貴族を打倒した武臣の政権掌握を機に一層高揚をみせ、全国的な反乱の発生がみられた。一三世紀以後はモンゴル(元)の侵略と支配が長く続き、その中で武臣政権は滅び、高麗王室の地位保全のための対元一体化が推進された。この対元関係は高麗の政治・社会など各方面に大きな影響をもたらした。こうした内外の変動は、一方では外国産の原料糸や織物に依存し、一方では王朝の郡県制支配とも関連をもって維持されていた高麗の絹織物生産に一定の影響を与えたと考えられる。

(一)

まず、紬所および絲所による生産についてみてみよう。高麗時代の所に関する具体的記事が各種の記録にみえ始めるのは一二世紀以後だが、それはこの時期に所制度に大きな変化が起っていたことを反映する現象と考えられる。『高麗史』卷七八食貨志一貢賦の条所収の睿宗三年(一一〇八)二月の判によると、すでに高麗の最盛期に属する当時において銅所・鉄所・磁器所・紙所・墨所などに対する国家の徴求が所の生産能力を超過するほど過酷であったので、所民が逃亡する事態が起っていた。さらに、一一七六年には公州(忠清南道)所属の鳴鶴所民が反乱に決起してい

るが、この事件は当時全国的に激発していた農民反乱の一環をなしており、やはり国家の苛酷な収奪への反抗運動とみることが出来る。逃亡とか反乱などの形で所民の抵抗の動きは所本来の機能を直接的に減退ないし喪失させるものであった。これに対する王朝の対応をみると、睿宗三年の場合は、負担の適正化による所本来の機能の維持を図っているが、鳴鶴所の場合になると、県への昇格による慰撫がなされている。そして、この県への昇格の動きは以後モンゴル（元）の侵略と支配の時期に加速されていった。県への昇格は所民を本来の身分・負担から解放して、郡県民とすることを意味するが、この措置は一二世紀以後の政治的・社会的変動に際して、高麗王朝ができるだけ地方官のない行政区画をなくし、自己の支配をより効率的に滲透させようとする方針——郡県制改革の動き——の一環をなすものであった。このように、所側の身分・負担からの解放を求める動きと王朝側の支配体制建直しのための郡県制の変革の動きを中心にし、それに当時の政治的・社会的変動の種々な影響が絡み合いながら、一二世紀以後所制度は量的・質的に大きな変化を蒙り、全体として消滅の途を辿ったのである。⁽²⁸⁾

紬所と絲所もその一環として同様な経過を辿ったと推測される。一般的に、従来所民が負担していた各種物品の生産・貢納は、右の如き所制度の衰退に伴って、次第に一般郡県民に転嫁されていったと推測される。⁽²⁹⁾ 紬所および絲所の民によって生産・貢納されていた紬や絹糸なども同じく郡県民の負担に転換されていったと推測される。『高麗史』には、高麗後半期における地方からの紬や絹糸などの貢納に関して、次のような記事がみえる（傍点は筆者）。

明年（高宗三七、一二五〇）、……、又以教定別監牒、罽清州（忠清北道）雪縣、安東（慶尚北道）蠶絲、……諸別貢（卷一二九叛逆、崔忠獻伝付崔沆伝）

（恭愍王）五年（一三五六）六月、教曰、……、且鷄林（慶尚北道慶州）・福州（同上安東）・京山府（同上星州）所

貢綾・羅・紬布、毋得納德泉庫、輸之廣興倉、以補百官之俸（卷八〇食貨志三祿俸の条）

以辛吽黨上護軍李得霖、爲全羅道按廉使 憲司劾得、霖嘗盜廣州（京畿道）貢紬、王命、勿治督令之任（卷四一
恭愍王世家一五年六月乙丑の条）

春二月癸酉、倭寇金州管内熊神縣勿島、掠諸州縣貢船、……夏四月甲寅、遣大官署丞洪汙・詹事府録事郭王府
等、如日本國、請禁賊、牒曰、……越今年（一二六三）二月二十二日、貴國船一艘、無故來入我境内熊神縣界勿

島、略其島所泊我國貢船所載多般穀米并一百二十石・紬布并四十三匹、將去、……（卷二五元宗世家四年の条）

これらの記事には、この時期の紬や絲の貢納がもつ郡県の負担としての面が強く現われていると判断される。そのこ
とは、高麗後半期になって、紬や絲の生産・貢納が郡県民の負担に転換されたことを反映しており、それを傍証する
ものであると考えられる。

(二)

やはり在地の絹織物生産機構であった甲坊の高麗中期以後の状況を窺わせてくれるのは、前掲の(G)すなわち『高麗
史』卷一〇七権胆伝にみえる次の記事である（傍点は筆者）。

……、留守東京、舊有一庫、賦民綾・羅、貯之、名甲坊、充貢獻、……

前にも触れた如く、権胆が東京留守（慶州の長官）となったのは元宗代（一二五九～七四）と考えられる。右の記事
によると、元宗代に慶州の甲坊は錦・綺・綾・羅などの生産機構ではなくて、慶州からの貢献の財源として住民から
徴収した綾・羅を保管しておくための倉庫機構となっている。貢献は慶州から国家中央に納入する税目としての貢賦
に当たると判断される。慶州民から徴収する綾・羅は彼らが手許に保有していたものであり、何らかの方法で他から入

手したか、彼ら自身織成したかしたものであろう。上記の如く、一二世紀前半の仁宗代に蚕桑法の振興策がとられたが、恐らく、それを契機として、その後次第に養蚕の一層の普及と技術的改良とがもたらされ、良質の繭および絹糸の生産も可能になっていったと推測される。しかも、前掲(F)によれば、すでに顕宗代に甲坊の匠人を淘汰し、帰農させる方針が示されている。恐らく、主にこうした帰農させられる匠人を通したりして、甲坊で行われていた錦・綺・綾・羅などの織成技術は各地の農民の間に広まっていったと考えられる。こう考えると、前掲記事にみえる慶州民から徴収した綾や羅は、彼らが自から織造していたものであろうと判断される。

一般農民が綾・羅などを自家生産したことに関する明文はない。しかし、地方での甲坊による生産の衰退は、やはりこうした農民の間に綾・羅の織造技術が広まっていく動きに反比例していると考えるべきであろう。『高麗史』巻八四刑法志一職制の条所収の忠烈王二二年(一二九六)五月に中賛洪子藩が行った民を安んぜしめるための事柄に関する上書には、当時権勢家が地方郡県に人を派遣して、銀瓶によって、民間の綾・羅を強制的に買得し、民の弊害と⁽³⁰⁾なっているとある。これも、右に述べたような動きを前提として理解し得る現象といえよう。

甲坊による在地での絹織物生産の衰退とも関連すると思われる現象を同じ『高麗史』権胆伝は伝えている。すでに一部触れたが、前掲(G)の後の部分に次のような記事がある(傍点は筆者)。

(I) 忠烈初、……、其按慶尚也、晉州副使白玄錫、未之任、先用州吏所賈銀幣、到官、重斂御衣對綾・羅絲價、私用之、……、胆並劾之、……、轉國子祭酒・左司議大夫、晉州守崔昂所貢綾・羅麤、王命考問、邑吏以胆爲按廉、減折絲價對、與昂並罷、宰相言、昂爲民革弊、而罷、孰有憂民者、尋復其職

この記事の前半部には、慶尚道按廉使権胆の弾劾対象となった晋州の副使(地方副長官)白玄錫の行状が記されている

る。文脈から判断して、ここには、「未之任」すなわち彼が任地に赴任する前に、恐らく都でであろうが、上京して来た晋州郷吏が持参した銀をまず用いた（先用）ことと、「到官」すなわち晋州に着任後国王御用衣料の綾・羅調達の用糸を「重斂」し、着服したことが、対比的に、しかも密接な関連をもって記されていると考えられる。とすると、赴任前に「州吏所賣銀幣」を「先用」した目的についてここには明記されていないが、「御衣櫛綾・羅の糸価」としてだと判断せざるを得ない。従って、着任後の行為である「重斂」も「重く斂む」ではなくて、「重ねて斂む」意だと理解される。要するに、白玄錫はまず赴任前王都で晋州吏の持参した銀幣を綾・羅の糸価として用い、赴任後、重ねてそのための費用として紵麻布を州民から徴収し、それを私用したというのである。

御衣櫛の綾・羅の糸価とは、国王御用衣服の綾・羅織成の原料である絹糸を購入するための資金を意味する。それを白玄錫は王都で行使したというのであるから、王都が国王御用衣服用の綾・羅を調達する上で重要な場所となっていたことがわかる。しかも、崔崑が晋州守令となった際に、御衣櫛の綾・羅の納入に上京した晋州の郷吏は、糸価が減額されたことを粗悪品を納入せざるを得なかった理由としている。このことから判断して、名目は糸価であるが、決して原料絹糸を都で購入し、晋州に持帰って織造するというのではなく、直接それで綾・羅布を都で購入し、納入したのであると推測される。それ以前の白玄錫の場合も、同様に、上京した晋州の郷吏のもたらした銀幣で御衣櫛用の綾・羅布を購入し、貢納したのである。

ところで、権坦は慶尚道按廉使の肩書きで白玄錫の弾劾に当たっている。『高麗史』百官志によれば、睿宗八年（一一三）以来按察使と称されていたものが忠烈王二年（一二七六）に按廉使と改称されている。⁽³¹⁾従って、権坦が前記の地位にあったのもそれ以後ということになる。また、権坦が晋州の綾・羅の貢納に連坐して罷免されたのは忠烈王

五年六月である。⁽³²⁾ 前掲(I)に示されている時期は忠烈王二年から五年の間で、同王の治世初期に該当する。すでにその少し前ごろから王都開城で綾・羅などの商品が出まわっていたことは『高麗史』卷二五元宗世家元年(一二六〇)冬一〇月甲寅の条の次の記事から知りうる(傍点は筆者)。

(J) 宋商陳文廣等、不堪大府寺・内侍院侵奪、道訴金仁俊曰、不予直、而取綾・羅・絲・絹六千余匹、我等將垂橐而歸、仁俊等不能禁

高麗後半期になると、中央の諸官庁が自己の必要とする物を京市(王京の市)で求め、対価を支払わずに弊害をもたらすことが記録に散見する(後述)が、この記事もその一環をなすと考えられるのであり、宋商が侵奪を受けたのは恐らく京市においてであろう。とにかく、この記事から、元宗初年には京市に綾・羅などの絹織物が商品としてかなり多く出まわっていたことがわかるのであり、その点は、それより少し後の忠烈王初年でも同様であったと推測される。さらに、『高麗史』卷一二三嬖幸、朱印遠伝には、(I)と同じ忠烈王代のこととして、

(K) ……、忠烈朝、登第、累遷慶尚道按廉使、……、宰相曰、……、今又令諸道貢二十升黄麻布、紡績於女、工最難、村婦安能細織、必求諸京、價貴難買、民將不堪、……

とある(傍点は筆者)。すなわち、ここでは地方から二十升という上質の黄麻布を貢納させようとする、在地での織成の難しさから、必ずや京市で現物を購求し、それを納入するはずであることが述べられている。晋州から貢納すべき御衣樹用の綾・羅も当然上質のものが求められていたはずで、その意味で右の朱印遠伝の伝える内容はそれと一脈通じる現象といえる。以上の諸点から判断して、(I)にみえる御衣樹用の綾・羅の絲価は、名目は織成原料の絹糸を買得するための費用だが、実際には、上京した郷吏がそれでもって京市で現物の綾・羅布を購求し、それを納入してい

たと思われるとの上記の推測はほぼ間違いないとみてよからう。

御衣樹用の綾・羅の上納は貢賦の一環をなす負担である。恐らく、元來は在地甲坊で織成したものをもって納入していたのであろう。(I)にみえる晋州の事例は甲坊による生産が衰退したあとのそれに代る負担の形態を示していると考えられる。その事例から、まず御衣樹用衣料貢納の主体は建前上は郡県(守令)であるが、実際には絲価としての紵麻布を徴収される形で郡県民全体が負担するものであったこと、また、農民の間に綾・羅の生産技術が普及したとはいえ、上質のもの織成を可能にするほどには至らず、それらは京市での調達を余儀なくされたことなどを窺い得る。

(三)

上に述べたように、高麗後半期になると、王都開城の市(京市)が絹織物類、とくに上質品の入手に重要な役割を果たすようになってきていた。前掲した(I)・(J)・(K)などの記事のほかにも、京市において絹織物類が売買されていたことを示唆する次のような記事がある(傍点は筆者)。

(L) 林氏、商人信之女、丹陽大君之婢也、賣沙器、爲業、王見而幸之、……、乃封爲銀川翁主、……、生釋器、開福宴、奪市人帛、爲幣、…… (『高麗史』卷八九后妃、〔忠惠王〕銀川翁主伝)

(M) ……、恭讓即位、……、陞判密直司事兼吏曹判書、上疏曰、……、又御衣樹、令倉庫買賣供進、一匹之絹價、或倍徒、謀利之徒、坐取重利、乞令倉庫奴隸、習織綾絹、以供内用、王納之 (同右卷一一七姜淮泊伝)

(N) 恭讓王三年(一三九一)三月、中郎將房士良、上書曰、……、竊觀本朝、農則履畝而稅、工則勞於公室、商則既無力役、又無稅錢、願自今、其紗・羅・綾・段・綃子・縵布等、皆用官印、隨其輕重・長短、逐一收稅、潛行買賣者、

高麗時代の絹織物生産について

並坐違制 (同右卷七九食貨志二貨幣の条付市估の条)

(O) 郎舍許應等、上疏曰、……、謹以若干事目、條列于左、……、一曰、……、今無頼之徒、皆利遠方之物貨、不事本業、朝廷雖大爲之防、毋使興行、然潜行・潜返之徒、豈能盡知之乎、……、願自今、大小臣僚、皆毋得衣紗・羅・段子、敦尚儉素、以絶商販、敢有潜行商賈、其告捕者、必以其財、賞之、…… (同右卷四六恭讓王世家三年夏四月戊戌の条)

(M) の「謀利之徒」、(O) の「無頼之徒」はいずれも各種織物を売る商人を指し、(O) の場合は後半部にある「商賈」に当る。高麗では早くから京中の市塵(京市)の監察に当る機関として京市署が置かれていたが、その京市の実情については『宣和奉使高麗図経』卷三城邑の貿易の条で徐兢が次の如く述べている(傍点は筆者)。

……、蓋其俗、無居肆、惟以日中爲墟、男女・老幼・官吏・工伎、各以其所有、用以交易。……すなわち、常設店舗はなく、日中だけ男女・老幼、官吏や工伎(匠人)などが集って、各自保有する物品を持寄って、互いに交易をするにとどまっていたのである。⁽³³⁾しかし、高麗後半期に入ると、そこでは各種の品物が商品として売られ、市人・商賈・市商などと呼ばれる人々も出現するようになったのであり、⁽³⁴⁾市としての実態も備ってきたと推測される。

市人・商賈・市商などと称される人々の実態、京市の推移の状況などの具体的究明は重要な問題であるが、差当っては、今後の課題としておきたい。ただ、京市で売られている絹織物としては綾・羅・絲・絹・紗・綃など多様なものがあつたことがわかる。また、京市の商人としては高麗人のほかに外来の南宋商人も含まれていた(前掲(J))。南宋商人が高麗人の需要の多い物資と判断して、多くの絹織物を高麗にもたらしていたであろうことは、『高麗史』卷一

二九叛逆、崔忠献伝付崔怡伝の高宗一六年（一一二九）の条に、崔氏から代価（紵布）前渡しで、水牛角の購入を依頼されていた南宋商人が、本国での禁令を理由に、独自の判断で綵段を代替物として買って来た、とあることなどからも窺われる。上述の如く、金との関係を通して、北方系の絹織物も流入し、中でも（契）丹絲と呼ばれる絹糸が高麗で珍重されていたが、金・高麗両国人間の国境を越えての自由な交易は認められていなかったのであるから、流入する機会も量も極めて限定されていたはずである。従って、高麗後半期に入って、京市に商品として出まわるようになった絹織物の主流を占めたのは、はじめは南宋商人がもたらす中国江南方面産のものであったと推測される。

元が中国統一を達成し、高麗がこれと事大関係を結んだ結果、高麗・中国間の人と物資の流れには大きな変化がみられた。高麗と元の都大都（北京）の間は整備され、治安がよく安全な陸上交通路で直結され、それを中心にして、多くの人と物資が両国間を往来した。それ以前に高麗と大陸方面を隔っていた国境線も実質的にとり払われた感があった。こうした状況は明が元に代って以後も基本的に変わらずに継続した。こうして、高麗人が直接中国や大陸方面の物資を入手し、利益を得ることが可能になったのであり、彼らは、頻繁に中国に入朝する高麗の使節に物資購入を依頼することもあり、さらに進んで、使節に随行して直接売買に当ることも多くみられた。また、独自に遼陽・瀋陽（中国遼寧省）に出かけて、交易を行う場合もあった。例えば、元宗四年（一二六三年）に、かつて朱英亮・鄭卿甫らがモンゴルに入朝した際、請托を受けて一七人を帯同し、さかんに交易を行ったことが発覚し、一七人から銀瓶や真絲を没収し、関係者の処分をしているが、これは高麗人商賈の早い時期の活動を示す事例である。また、前掲(9)はこの時期の彼らの積極的活動について触れている。すなわち、高麗人商賈は大陸方面の物資の利益追求に努め、国家の禁止方針にもかかわらず、さかんに大陸方面に往来し交易をしており、その根絶には彼らのもたらす紗・羅などに

対する需要を抑え、儉約徹底を図るしかないというのである。この(0)における提案に依る形で、その一一日後に、安魯生を西北面察訪別監に任じて、高麗人商賈の明との交易を禁じたが、それを伝える記事(『高麗史』卷四六恭讓王世家三年五月己酉の条)中に、彼らの活動ぶりについてより具体的に次の如くみえる。

初商賈之徒、將牛馬・金銀・苧麻布、潛往遼・瀋、買賣者甚衆、國家雖禁之、未有著令、邊吏又不嚴禁、往來興販、絡繹於道

多くの高麗人商賈は牛馬・金銀・紵麻布等の土産品をもって遼陽・瀋陽方面に出かけて交易し、しかも國家の禁令も、辺境郡県郷吏の統制も不徹底であったので、彼らの活動は極めて活発だったことがよくわかる。

以上のことから窺えるように、高麗の商賈は各種の高麗土産品をもって中国や大陸方面に出かけて交易し、主に各種高級絹織物や原料絹糸、まだ高麗では珍しかった木綿布など各種織物類をもたらした。従って、高麗の京市に商品として出まわる絹織物も、十二世紀末以後は、こうして高麗商人が中国や大陸方面からもたらしたものが主流を占めていたと推測される。絹織物をめぐる商人の活動と京市でのそれらの活発な商品化は高麗国内での絹織物への需要の増大と対応することはいうまでもない。前掲(0)に「願自今、大小臣僚、皆毋得衣紗・羅段子、敦尚儉素、以絶商販」すなわち官僚らに紗や羅の衣服の着用を禁じ、儉約・質素を徹底させる形で需要を絶って、商賈の活動を止めさせよとあるのは、上記のこの端的な表現である。また、『高麗史』卷八五刑法志二禁令の条所収の中郎将房士良の上疏(恭讓王三年―一三九一―三月)中に、「今也、無貴無賤、爭買異土之物、路多帝服之奴、巷遍后飾之婢、願自今、士・庶・工・商・賤隷、一禁沙・羅・綾段之服、金・銀・珠玉之飾、以弛奢風、以嚴貴賤」とあるのは、単に士にとどまらず庶・工・商、さらには奴婢など賤隷にも及ぶ、この時期の高級絹織物に対する需要層の大巾な拡大と当然そ

の結果としておこる需要の増大を端的に物語っている。

京市で売られる絹織物に対する需要者は決して個人に限られるものではなく、貢賦の納入に当る地方郡県もまたそれを利用したことはすでにみた通りである。さらに、前掲(J)には、大府寺・内侍院などが宋商人陳文広らの綾・羅・絲・絹六千余匹を代価を支払わずに奪ったことがみえている。大府寺は「財貨の廩藏」を管掌する機構であり、内侍院は文・武官僚(両班)とは別箇の国王側近官僚群(内侍)の官庁で、⁽³⁷⁾ともに中央の官司である。これら二司の侵奪の目的は(J)に明記されていないが、『高麗史』卷八四刑法志一職制の条所収の次の記事がそれを示唆してくれる(傍点は筆者)。

是年(忠烈王二四、一二九八)正月、忠宣王即位、下教曰、……、一、王京一國之本、要令人物安堵、不可搔擾、自今以後、各司凡所須、不得於市塵侵奪、如不得已而徵求、當與其直

ここにみえる忠宣王の命令の内容から、逆に、当時中央諸官司が京市の商品を代価を払わずに強奪して、自己の必要なすべての物品を調達していることがわかる。(J)の大府寺と内侍院は、そうした動きの一環として、絹織物に対する自己の需要を京市の商品をもって満たそうとしているのである。

中央の官司が必要とする絹織物類は元来主として前述の中央官営工場で生産されたものが充当されたと考えられる。高麗後半期に入って、中央官司も京市の商品をもって絹織物に対する需要を満たそうとする傾向が強くなったことは、中央官営工場による絹織物生産にも一定の影響を与えたはずである。高麗後半期における中央官営工場の状況は明文がなく、よくわからないのが実情である。ただ、前掲(E)から絹織物関連の匠人が所属していたことのわかる雑織署と掖庭局の高麗後半期における状況については、『高麗史』卷七七百官志二の雑織署の条及び都染署(染色を掌

る機構)の条などからある程度窺える。それによると、雑織署は一三〇八年(忠宣王即位年)に都染署に合併されて織染局となり、使(二人)、副使(一人)、直長(一人)などの官職・定員がおかれたが、二年後の一三一〇年(忠宣王二)、再び雑織署と都染署に分離され、それぞれ名称・官制ともに旧に復している。ところが、その間に「後、忠宣、以織染等事闕廢、令内謁者監・内侍伯・内謁者・長源亭直各二人、任其事」したとある。⁽³⁸⁾ 織紵・染色という織染局本来の任務が廃されたので、内謁者監・内侍伯・内謁者等の掖庭局の官員と長源亭(未詳)の直などに同局の事務を代ってとらせたというのであろう。参照すべき他の記録もなく、百官志の記述にも杜撰さがあるなどのことから、詳細は未詳で、今後の課題とするほかないが、雑織署・掖庭局を中心に構成されていた絹織物に関する中央官営工場⁽³⁹⁾の在り方、そこでの絹織物生産などに何らかの変化——衰退の方向での——があったことはここから窺える。

中央官営工場で生産された絹織物はまた国王御用品にも充当されたであろう。とすると、前掲(M)に、恭讓王代のこととして、御衣櫛用の絹織物を所轄倉庫に京市で購入して供進させているが、これは商賈を利用するだけなので、中央の所轄倉庫の奴婢に綾・絹織造の技術を習わせ、供進させるべきだとあるのは、高麗最末期の当時、すでに中央官営工場による絹織物生産はなくなっていたことを示していると判断される。

『高麗史』卷一二九叛逆、崔忠献伝付崔怡伝の高宗三一年(一二四四)の条には、崔怡が「私織の黄綾」で国王の便殿たる康安殿の後壁の襖を張り、書をよくする者に『無逸篇』を書写させたとある。⁽³⁹⁾ 崔氏は当時の高麗の実質的支配者の地位にあった勢力であるが、この「私織の黄綾」は崔氏の自家内で織成した黄綾布の意であろう。この事例から、中央官営工場での生産の衰退とは逆に、王都の権勢家の間には自家内で高級絹織物の織成を行う場合もみられるようになったことが窺われる。これも高麗後半期における絹織物生産の変化の一つの現象とみられる。

結 び

以上、高麗時代の絹織物生産について管見を試みた。高麗では錦・綺・綾・羅等の高級品から紬のような普及品に至る各種の絹織物が生産されて、国家の財源とされ、種々な形態で、多様な目的のために支出された。また、同時に絹織物は高麗支配層の地位と権威の象徴物として、あるいは富の象徴として、重要な役割を果たした。

確かに、高麗の絹織物織成の技術は優れていたが、その基礎は意外に弱かった。高麗では蚕桑技術が充分発達をみないままになっていたのであり、漸く一二世紀前半に至って、中国の蚕書の導入による振興策がとられ、改良・発展の方向に進み始めたが、それ程顕著な展開をみせた形跡は見出せない。その結果、良質の繭、さらには上質の絹糸を得ることは難しく、粗質の繭からも織成可能な紬が高麗の基本的絹織物の地位を占めた。

当然、高級絹織物の生産は中国商人のもたらす中国産の絹糸に大きく依存せざるを得なかった。雑織署・掖庭局等を中心に組織・運営された中央官営工場はいうまでもなく、地方から貢納する高級絹織物を生産した在地の甲坊の場合も基本的に同じ状況におかれた。

一方、上記の如き高麗蚕桑法自体の土台上で絹織物生産に当る中心的機構が紬所と絲所である。いずれも住民全体が連帯して負うべき世襲的・団体的負担として国家から課せられた、片や紬の、片や絹糸の生産・貢納に従事した。両所の生産活動は高麗の税目の一つである貢賦の一環をなしたが、郡県の民も貢賦の一環として紬と絹糸、さらには真綿などの生産・貢納を課せられていた。

高麗中期以後の内外の政治的変動、国内の社会的変動は、元来対外関係とも郡県制支配とも密接な関連をもって

た絹織物生産にも一定の変化をもたらした。

紬所・絲所は郡県制変革の動きの中で、県に昇格したり、郡県に吸収されたりする形で消滅していき、紬や絹糸の生産・貢納は郡県民の負担に一元化されていった。甲坊での絹織物生産もみられなくなり、恐らく蚕桑法の改良・発展、甲坊での織成技術の一般への普及などの動きの上にあるであろうが、郡県民による綾・羅の生産・貢納もみられるようになった。

一方、中央では京市を中心に中国や大陸方面産の絹織物の売買がさかんになり、市人・商賈などと称される人々の活動が顕著になった。当初海路による南宋商人が、次いで元の統一と共に、高麗人が直接陸路を往来して、交易を開いた。絹織物の貢納を課せられた地方官衙はもとより、中央諸官司も絹織物の需要を京市の商品で満たす傾向が強まり、それに対応して、中央官営工場での生産も次第に衰退していったと考えられる。最後の時期に至るまで、高麗の絹織物生産は、外国産の絹織物と密接な関係をもって推移したといえよう。

註

- (1) 北村秀人「高麗時代の『所』制度について」『朝鮮学報』五〇 一九六九年
- (2) 丸亀金作「高麗と宋の通交問題」(『朝鮮学報』一七、一八 一九六〇、六一年)、日野開三郎「国際交流史上より見た満鮮の絹織物(二)——新羅大統一時代——」(同上六三 一九七二年)、池田温「麗宋通交の一面——進奉・下賜品をめぐって——」(『三上次男博士頌寿記念論集』一九七九年)など参照。
- (3) 前註所掲の諸論考参照。
- (4) 日野開三郎前掲論文一〇三頁〜一〇五頁。
- (5) 李熙徳「高麗祿俸制の研究」(『李弘植博士回甲紀念韓國史学論叢』(一九七三年 ソウル) 一八七頁〜一八八頁。

(6) この民長を村長・村正とする見解は李佑成「麗代百姓考」(『歴史学報』一四 一九六一年、ソウル)、李基白「高麗州県軍考」(同『高麗兵制史研究』一九六八年、ソウル、所収)などにみえる。

(7) 『宣和奉使高麗図経』巻七冠服の条、巻一九民庶の条。
(8) 原文を示すと、次の通りである。

高麗頭巾、惟是重文羅、一巾之價、準米一石、細民無貲可得、復恥露頭與罪囚無別、故作竹冠、冠之皂羅蒙首、製以三幅、幅・長八尺
細民之家、特無蒙首之物、蓋其直、準白金一斤、力所不及、非有禁也

(9) 金哲峻「崔承老の時務二十八条」(同『韓国古代社会研究』一九七五年、ソウル、所収) 参照。

(10) 王毓瑚『中国農学書録』(復刻版 一九七五年)

(11) 丁と白丁については、旗田巍「高麗時代の白丁——身分・職役・土地——」(同『朝鮮中世社会史の研究』一九七二年、所収) 参照。

(12) 原文を示すと、次の通りである。

高麗工技至巧、其絶藝、悉歸於公、如幘頭所・將作監、乃其所也、……、亦聞、契丹降虜數萬人、其工技、十有一、其精巧者、留於王府、比年器服益工、……

(13) 旗田巍「高麗の武散階——郷吏・耽羅の王族・女眞の酋長・老兵・工匠・樂人の位階——」(同 前掲書 所収) 参照。

(14) 北村秀人「高麗時代の渤海系民大氏について」(『三上次男博士喜寿記念論文集』歴史編 一九八五年) 第一章参照。

(15) 日野開三郎「国際交流史上より見た満鮮の絹織物(三)——渤海国の絹織物—— 附説 契丹の蕃羅」(『朝鮮学報』八二 一九七七年) 三〇頁〜三六頁。

(16) 朴孝信「高麗時代の『内侍』——その独自性と別称——」(『駿台史学』一九 一九六六年)。

(17) 『高麗史』巻一八毅宗世家一九年夏四月甲申の条、同上巻九八金富弼伝付金敦中伝。

(18) 辺大燮「高麗前期の外官制——地方機構の行政体系——」、「高麗按察使考」(いずれも同『高麗政治制度史研究』一九七一年、ソウル、所収) など参照。

(19) 同じことを伝える『高麗史節要』巻二〇忠烈王五年六月の条には「初咀爲慶尚道按廉、以晉州守白玄錫重斂内衣・樹綾・羅・絲

高麗時代の絹織物生産について

高麗時代の絹織物生産について

七八

價布、効之」とある（傍点は筆者）。

(20) その点についてはそれぞれ旗田巍「高麗時代の賤民制度『部曲』について」(同 前掲書 所収)、北村秀人「高麗時代の『所』制度について」(前掲)などを参照。

(21) それらのうち、郷・部曲については旗田巍前註所掲論文、所については北村秀人前註所掲論文をそれぞれ参照。莊・処については旗田巍「高麗時代の王室の莊園——莊・処」(同 前掲書 所収) 参照。

(22) 専論として李惠玉「高麗時代貢賦制の一研究」(『韓国史研究』三一 一九八〇年 ソウル)があるが、関連研究の取り扱いは、史料の検討・解釈等いろいろな面で問題がある。とくに、今堀誠二「高麗賦役考覈」(『社会経済史学』九一三、四、五 一九三九年)を比較的重視しているが、高麗の社会を無前提に唐のそれと同一視し、その前提に立って議論を進め、しかも方法的にも杜撰さの目立つ今堀氏の論考の批判・止揚から貢賦を含む高麗税制の研究は始められるべきである。

(23) 以上、所制度全般に関する説明は北村秀人「高麗時代の『所』制度について」(前掲) 参照。

(24) 北村秀人「高麗時代の『所』制度について」(前掲) 一四頁。

(25) 北村秀人「高麗時代の『所』制度について」(前掲) 一三頁～一四頁、四三頁～四四頁。

(26) 原文を示すと、次の通りである。

明宗時、爲西北面兵馬使、斂民財貨、數獻内府、……、世裕嘗在西北面、斂民鬻絲及珍玩之物、詐稱貢獻、驛輸其家
(27) 『高麗史』卷八五刑法志二禁令の条には、次のような記事がある。(傍点は筆者)。

故燒人屋舍・蠶箔・五穀積聚者、首、處死、從者、脊杖二十

これは『宋刑統』所引の唐代勅の付記に倣ったものとされる(花村美樹「高麗律」『京城帝大法学会論集』九 一九三七年、一〇一頁～一〇三頁)。しかし、こうした無年月記事は元來具体的な時期に政令として発布されたものであり、当然そこにはその時々の高麗の実情が反映されているはずである(北村秀人「朝鮮における『律令制』の変質」『東アジア世界における日本古代史講座』七 一九八二年、一九七頁～一九九頁)。蚕箔は養蚕具の一つであり、右の記事によって、当時の高麗の養蚕の一端を窺い得る。

(28) 以上、北村秀人「高麗時代の『所』制度について」(前掲) 五三頁～六〇頁参照。

(29) 北村秀人「高麗時代の『所』制度について」(前掲) 六〇頁。

(30) 原文を示すと、次の通りである。

(忠烈王) 二十二年五月、中贊洪子藩、條上便民事、……、一、豪勢之家、遣人州縣、以銀瓶等物、強市民間細布・綾・羅・韋席等物、實爲民弊、誠宜禁之、……、王嘉納

(31) 『高麗史』卷七七百官志二外職の条

按廉使、……、睿宗八年、復改爲按察使、忠烈王二年、改按察使、爲按廉使、……

(32) 『高麗史』卷二九忠烈王世家五年六月丁丑朔の条に、

罷左司議大夫權咀・晉州牧副使崔昆とある。

(33) 同じ事柄について、徐兢は『宣和奉使高麗図経』卷一九民庶の条の序文で、「商賈不遠行、惟日中則赴都市(王京の市)、各以其所有、易其所無、熙熙如也」と述べている。要するに、この段階では、交易に従事する男女、老幼、官吏、工伎などがすなわち商賈だったのである。

(34) 市商という表現は『高麗史』卷八九后妃、(忠烈王) 齊国大長公主伝に、忠烈王二年のこととして、「有一尼、獻白苧布、細如蟬翼、雜以花紋、公主以示市商、皆云、前所未覩也」とある。(傍点筆者)。

(35) 『高麗史』卷二五元宗世家四年二月壬戌の条

(36) 『高麗史』卷七六百官志一内府寺の条

(37) 朴孝信前掲論文参照。

(38) 原文を示すと次の通りである。

都染署、掌色染、……、忠烈王三十四年、忠宣併雜織署、爲織染局、屬繕工司、置使二人、其一兼官、從五品、副使一人、從六品、直長一人、從七品、後忠宣、以織染等事闕廢、令内謁者監・内侍伯・内謁者・長源亭直各二人、任其事、二年、分爲都染署、復置令、正八品、丞、正九品、……

雜織署、掌織紙、……、忠烈王三十四年、忠宣併於都染署、爲織染局、後復置雜織署、令・丞、如故、……

(39) 原文を示すと次の通りである。

大卿任景純子恒、善書、怡愛之、養以爲子、改姓崔、授將軍、……、怡嘗以私織全幅黃綾、粧康安殿後壁障子、令恒寫無逸

高麗時代の絹織物生産について

高麗時代の絹織物生産について

篇、王見而嘉之、賞賜甚多

天平十三〜十五年における千手経